

第 22 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 26 年 5 月 26 日（月）

午前 10 時～

泉区役所 4 D 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 居住調査チラシ配付後の問合せについて

(2) 第四次地区現地調査の報告について

(3) 第三次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて

(4) 次回検討委員会について

4 閉会

第三次地区居住調査開始のチラシ配布後の問合せについて

1 第三次地区居住調査開始のチラシ配布について

平成 26 年 4 月 8 日よりチラシの配布を開始し、平成 26 年 4 月 11 日までに完了しています。

2 チラシ配布後の問合せ内容について

チラシ配布後、計 8 件の問合せがありました。

問合せ内容（意見内容延べ数）

(1) 実施時期に関すること（2 件）

- ・住居表示の実施はいつになるのか

回答：平成 26 年秋頃の予定。昨年は 10 月下旬に実施した。

(2) 手続に関すること（3 件）

- ・住居表示後の手続にはどのようなものがあるか。

回答：区役所での手続は不要だが、運転免許証や金融機関の手続はご自身で行ってもらう必要がある。

- ・手続を全て自動化してほしい（金融機関、年金等）

回答：お客様の契約状況をこちらでは把握できない。また、個人情報を含めた全ての機関に知らせることはできない。

(3) 実施に関する反対意見

- ・反対意見があることに耳を貸さず、住居表示を進めている。全住民の意見を聞いた上で進めるべき。そのために、現在の計画を凍結してほしい。
- ・住民の知らない間に住居表示実施の話が進んでいる。絶対に反対。

(4) その他

- ・表札に住所が入っているがどうしたらよいか

回答：町名板・住居表示表示板をお渡しするので、それを設置していただきたい。

泉区和泉町第三次地区 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成26年秋に予定している住居表示の実施のため、次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- ・調査は、平成26年4月中旬から同年秋頃までです。
- ・新住所を付けるため、家屋の形状や、出入口の位置などを調査します。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

**調査員がお伺いしてお尋ねすることがありますので
ご協力をお願いします。**

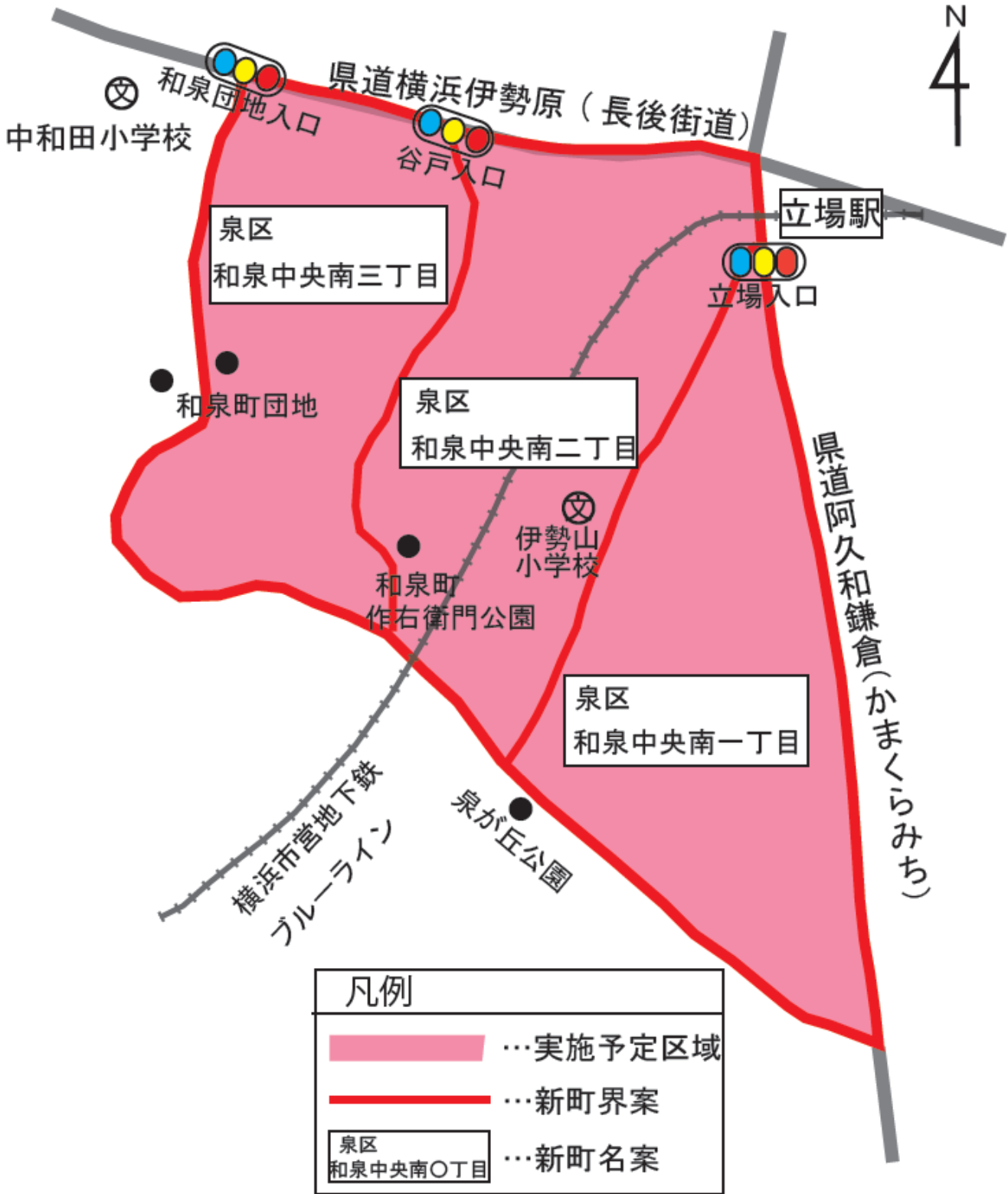
- ※横浜市が調査を委託した **日本都市整備株式会社** の調査員が、お伺いします。
(調査員は腕章を着用し、横浜市発行の身分証を携帯しています。)
- ※電話による調査は行いません。
- ※個人情報適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。

住居表示を実施すると…

- 新住所は、「横浜市 泉区 和泉中央南〇丁目〇番〇号」となる予定です。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前にお配りします。(調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。)
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。(住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。)
- 住民票などの公簿は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物(名刺・包装紙・パンフレット等)の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後一年間は必ず、旧住所でも配達されます。

【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当
TEL 045-671-2320・2321
FAX 045-664-5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

泉区和泉町第三次地区実施予定区域図



平成 26 年 5 月 26 日

泉区和泉町第四次地区の現地調査について(報告)

1 調査概要

- (1) 第四次地区区域案に隣接する市街化調整区域の状況確認
- (2) ゆめが丘地区との隣接部分の状況確認

2 実施日時

平成 26 年 5 月 14 日(水) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

3 調査内容

- (1) 市街化調整区域について

ア 調査区域 1

- ・市街化区域と川に挟まれている地域である
- ・街区を構成しやすい形状である

→第四次地区への取込みについて、技術的な部分を事務局側で再確認する。

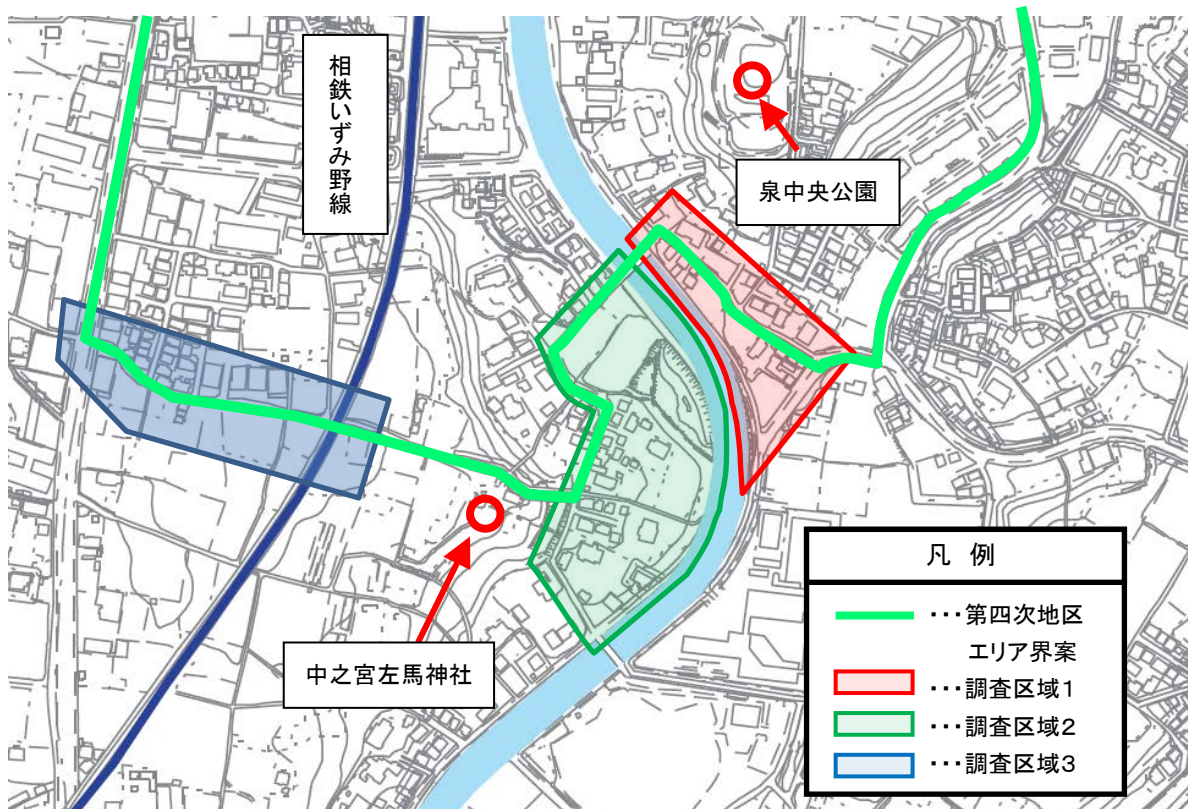
イ 調査区域 2

- ・市街化区域と川に挟まれている地域である
- ・宅地開発されている部分もある

→第四次地区への取込みが可能か、技術的な部分を事務局側で確認の上、次回の検討委員会で報告する。

- (2) ゆめが丘地区(区画整理予定)との隣接部分の状況確認について

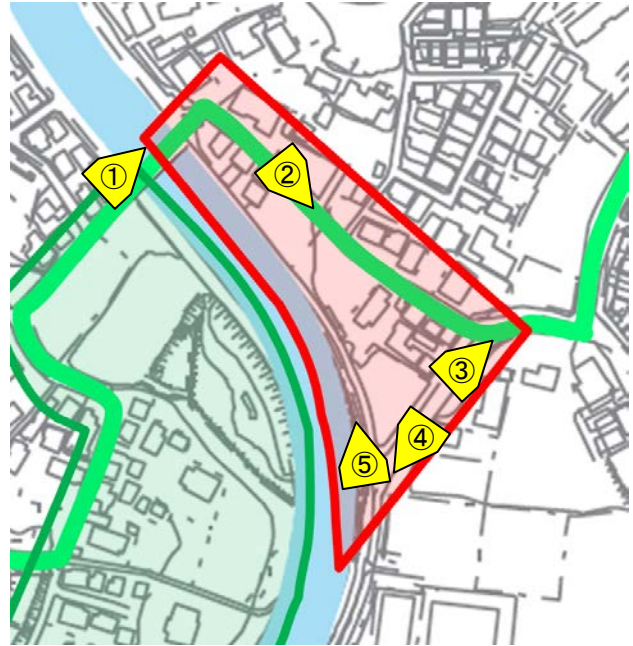
- ・別紙調査区域 3 の状況を確認



泉区和泉町第四次地区の現地調査について（写真）

調査区域 1

①



②



③



④

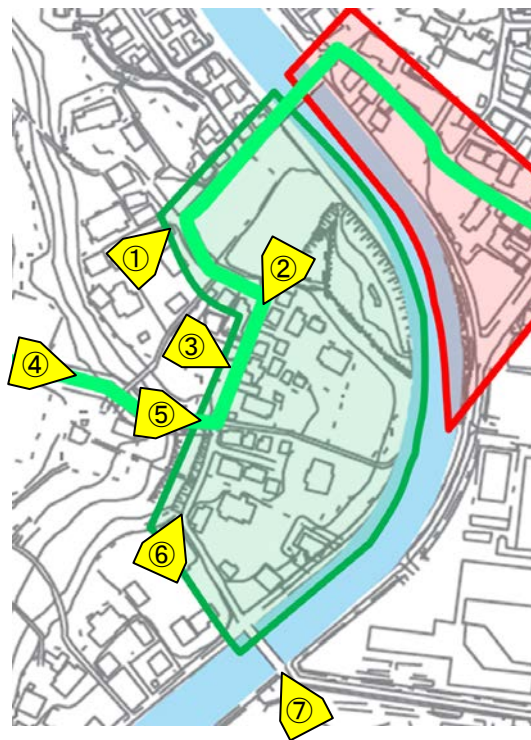


⑤



調査区域 2

①



②



③



④



⑤



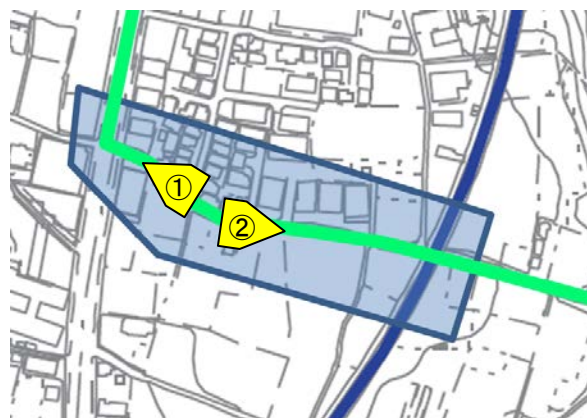
⑥



⑦



調査区域 3



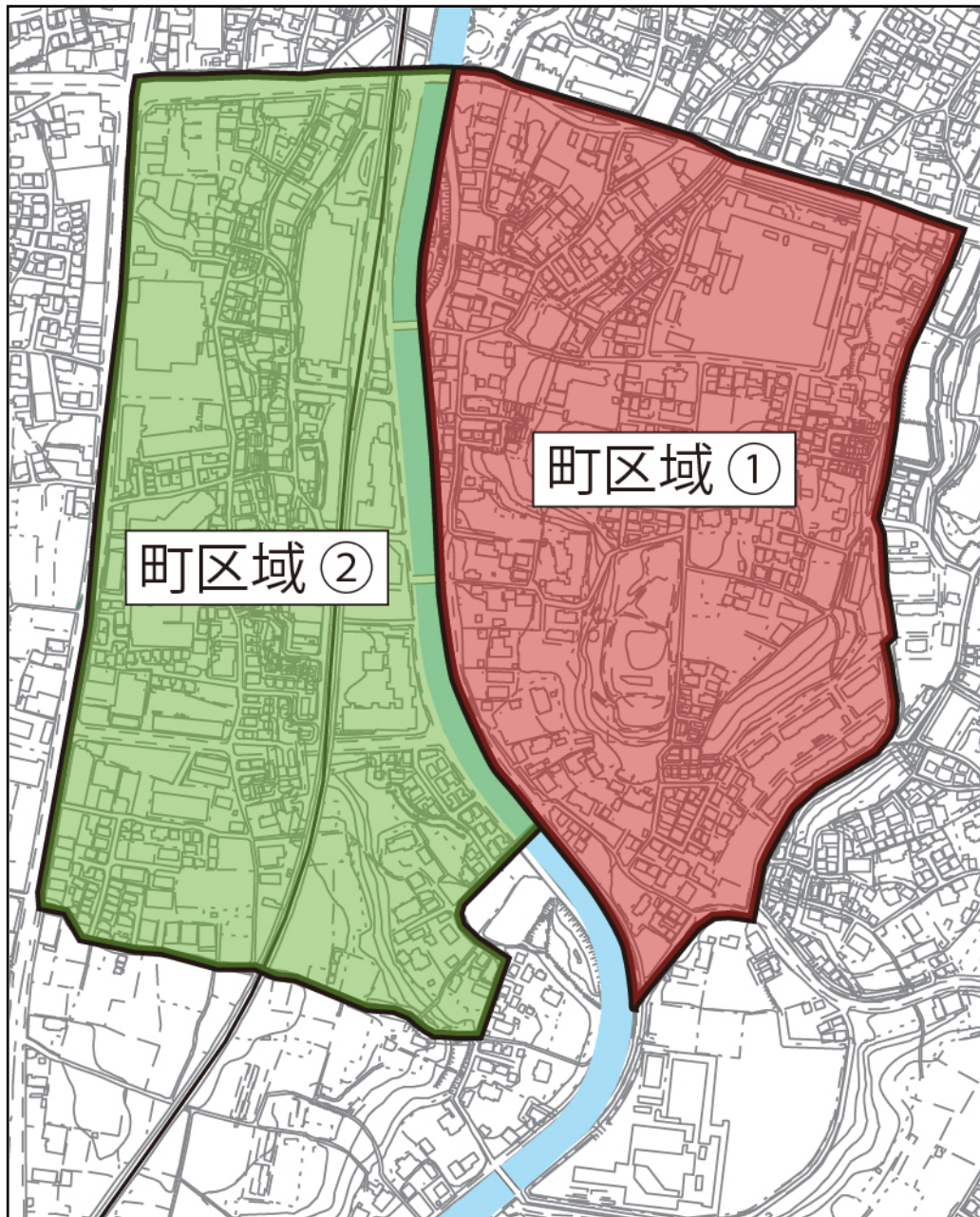
①



②



第四次地区区域案



※区域面積

町区域①・・・約 233.4 m²

町区域②・・・約 206.0 m²

第三次から第六次地区の実施区域について

住居表示の実施区域は、原則、市街化区域です。

しかし、次のような場合は、実施区域に含めるかどうか、検討する必要があります。

- ・市街化調整区域であっても、市街化区域の境界に隣接する地域で、著しい住所の混乱がある
- ・市街化区域と市街化調整区域の境界よりも、実施区域の境界として分かりやすい道路がある

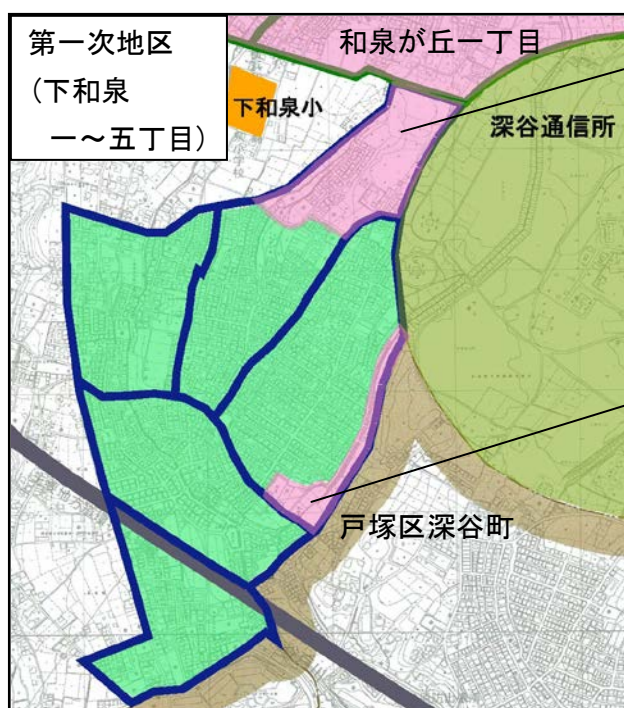
【参考】 第一次地区及び第二次地区の実施区域について



※ピンク色に着色したところが、取り込み範囲です。

町の境界を分かりやすくするため、周辺の境界に合わせて水路を境界とし、実施区域に取り込むことで決定しました。

市街化区域に隣接する地域で同番地の住所が 30 軒以上あり、住所の混乱が著しいため、実施区域に取り込むことで決定しました。



市街化区域に隣接する地域で同番地の住所が 30 軒以上あり、住所の混乱が著しいため、実施区域に取り込むことで決定しました。

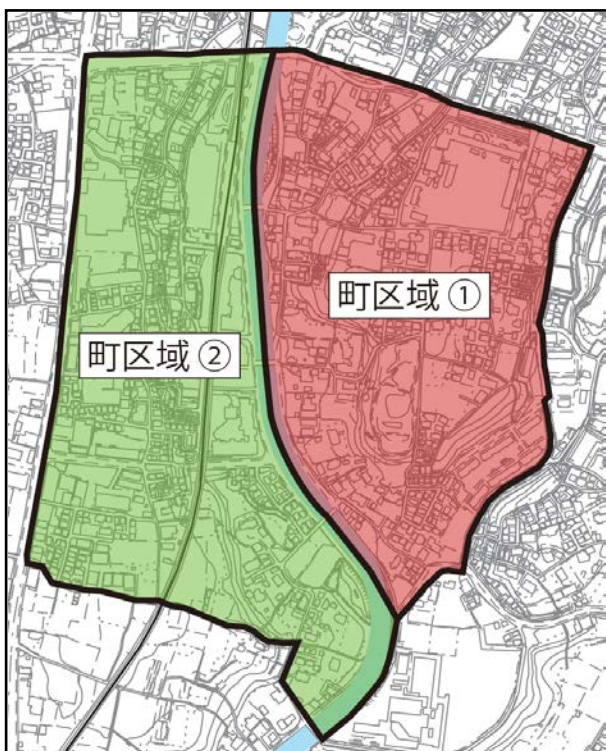
区の境界に接している地域であり、実施区域に含めないと和泉町の飛地として 1 町に満たない面積が残ってしまうため、実施区域に取り込むことで決定しました。

平成 26 年 5 月 26 日

第三次地区の実施までのスケジュールについて

平成 26 年 2 月	案の公示 新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 25 日の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載しました。
3 月	第 21 回検討委員会 1 月に行われた審議会の報告、案の公示の報告
4 月	居住調査開始のお知らせ及び居住調査（4 月下旬から 10 月下旬まで） 4 月 28 日より「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を開始しています。 なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 26 年 4 月 11 日にお知らせのチラシを全戸配布しています。
6 月	横浜市会 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。
8 月	実施の告示 新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。
9 月	新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会 住居表示実施日の約 1 か月前（9 月下旬）に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配布します。 また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配布する予定です。
10 月	住居表示実施 住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。 また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。

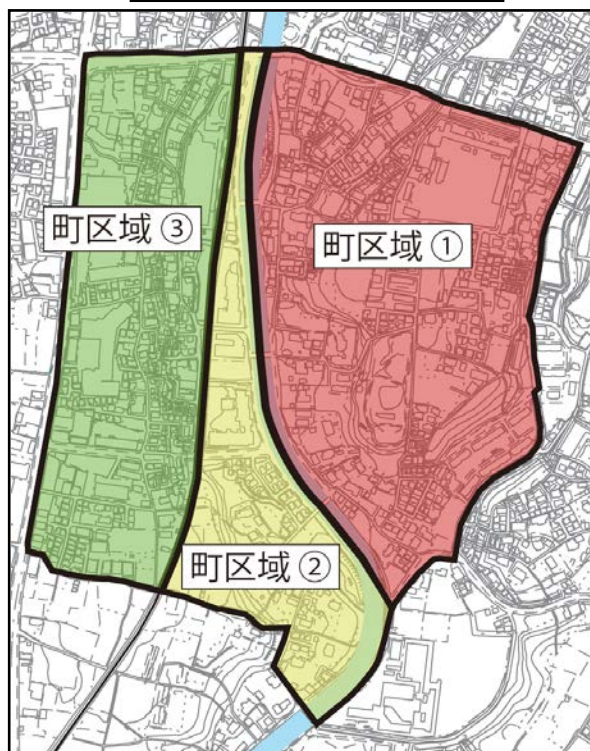
2 区域分割



※区域面積

町区域①・・・約 253,848 m²
町区域②・・・約 233,716 m²

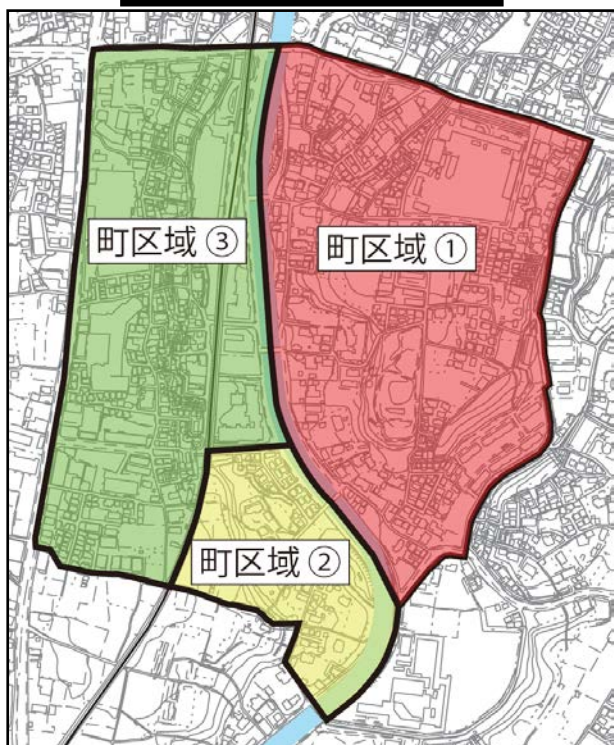
3 区域分割 その1



※区域面積

町区域①・・・約 253,848 m²
町区域②・・・約 92,702 m²
町区域③・・・約 141,014 m²

3 区域分割 その2



※区域面積

町区域①・・・約 253,848 m²
町区域②・・・約 61,938 m²
町区域③・・・約 171,778 m²